

県内の公立学校には、多くの外国籍の児童・生徒が在籍しています。また、それ以外にも、言語・文化などに様々な背景をもった児童・生徒、例えば日本国籍であっても母語が日本語ではないなどの児童・生徒が在籍しています。神奈川県では、そのような背景のある児童・生徒を総じて「外国につながるのある児童・生徒」と表現しています。外国につながるのある児童・生徒が、それを理由にいじめられるといった直接的な差別のほか、外国籍であることが理由で希望の会社に入らなかったり、住まいを探すときに断られたりするなど、外国人に対する差別の実態があります。

学校においては、国籍・文化・民族等の違いによる差別や偏見をなくすためにも、すべての児童・生徒が異なる文化や習慣等について理解し、互いに違いを認め合い、共生社会を実現する教育の取組を進める必要があります。

なお、国は平成28年6月3日、外国人に対する差別的言動の解消を目的として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を施行し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定しています。

法務省人権擁護局 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



ヘイトスピーチQ&A

出典：「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会連合より

Q1 ヘイトスピーチって何？

A1 ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチとされています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たるとされています。

Q2 ヘイトスピーチの何が問題なの？

A2 このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです

Q3 ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？

A3 まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法（※）にも、基本理念として書かれています。

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

◇本名が名乗れる教育環境づくり

外国につながるのある児童・生徒が、自らのアイデンティティを再確認し、自尊感情をもって学校生活を有意義に過ごすためにも本名を名乗ることのできる教育環境をつくることが求められています。本名が名乗れない理由は、当然のことながら、本名を名乗ると差別を受ける、あるいは差別を受けそうだから、ということです。もちろん、本名を名乗っても差別を受けることなく生活している児童・生徒もいます。ただ、周囲の人から見て差別を受けていないように見えても、本名での生活には様々なストレスや不便が積みまとうと言われてしています。

名前を呼ばただけでじろじろ見られたり、何度も名前を聴き返されたり、「国籍はどこでいつ日本に来たのか。」など、興味本位でいろいろな質問を受けることもあります。右から左に横書きをする言語もありますが、日本の申請用紙はすべて左からの横書きであり、中には縦書きの書類もあります。

このような中で本名を貫くためには、様々な軋轢を乗り越え、相応の労力をかけなければなりません。通称名を使用したほうが、様々な煩わしさから逃れることが多いのかもしれませんが。

しかし、通称名はあくまでも通称名です。ある程度面倒な作業からは逃れられますが、逆に、今度は、通称名であることや複数の名前があることについて説明しなければならなくなります。結局、本名を隠していることへの罪悪感や、通称名使用の煩わしさから、思い切って本名を使用するようになる人もいます。

(参考) 川崎市 差別のない人権尊重のまちづくり条例 (令和元年12月12日公布)

前文

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1条 (目的)

この条例は不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。